

事 業 主 様

西日本パッケージング健康保険組合

理 事 長 三木 秀一

**新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた健診の対応について**

平素は、当健康保険組合の事業運営に、ご理解とご協力を頂きましてお礼申し上げます。

さて、今般、新型コロナウイルス感染症対策本部長が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づき、緊急事態宣言を行い、埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫及び福岡の 7 都府県（以下「対象地域」という。）がその対象とされました。

**当該緊急事態宣言を踏まえ、厚生労働省から、対象地域における健診については、少なくとも緊急事態宣言の期間において行わないように通知がありました。**

つきましては、対象地域の事業所・工場・営業所等の巡回健診や健診機関での健診を緊急事態宣言期間中に予定されておられる場合は、健診機関と相談の上健診の延期をお願いいたします。

以上